

環境市民「年会費 自動引落し」のご案内

平素より環境市民の活動にご理解とご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

この度、NPO法人環境市民では、会員のみなさまから「年会費」をお納めいただく際の便宜を図るため、「郵便貯金総合通帳（ばるる口座）」からの自動引落しを導入いたします。

このシステムは、公共料金の自動引落しと同じように、初めに手続きいたしますと、指定された郵便貯金総合通帳の口座から、所定の振替日に一定金額（金額は会員種別による）が自動的に引落されます。

引き落としの申込みは、任意ですが、ぜひ多くの皆さまにご利用いただきたいと存じます。以下をお目通しいただき、ぜひこの機会にお手続きください。

これからも社会に働きかける活動を続けて参ります。今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 自動引落しの利点

[1] 会員の皆さんにとって

(1) 郵便局の「手数料」が約1/5に軽減できます。

現行の郵便振替口座）	郵便局窓口での払込み手数料	120円
自動引落しの利用後）	口座からの自動引き落とし手数料	25円

(2) 郵便局窓口まで行かなくても自動で払込めます。払込み忘れにより退会扱いになることもありません。

(3) 郵便貯金総合通帳に払込記録「年月日 環境市民 会費 金額」が印字され、家計簿代わりになります。

[2] 事務局にとって

(1) 年会費の納入期日が一定し、一括して収納でき、円滑な会計事務が図れます。

(2) 「会員継続のお願い」再送付などの会員業務量の軽減につながります。

2. 手続きの方法

(1) 「自動払込利用申込書」（3枚複写、1・2枚目に捺印）と「環境市民年会費の自動引落し申込書」に必要事項を記入し、お近くの郵便局にお持ち下さい。ご捺印は、**郵便貯金総合通帳（今回の引き落とし用の口座）と同じ印鑑**をご使用ください。異なる印鑑では、郵便局で受理されませんので、ご注意ください。

(2) 青い用紙は、必要事項をご記入のうえ環境市民事務局まで返信してください。

3. 引き落としの開始時期

引落し開始は、次回の会員個々の更新月からです。**申し込み書の引落開始月欄は、事務局で記入します。**

4. 自動引落しの手順

(1) 自動引落しのお知らせ

奇数月の初め、ニュースレターと一緒に「会員継続のお願い」と「自動引落しのお知らせ」を送付いたします。

(2) 自動引落し期日は「奇数月26日」

年会費期限が奇数月の場合は 同月の26日 例) 年会費期限1月の方 引落日 1月26日

偶数月の場合は 前月の26日 例) 年会費期限2月の方 引落日 1月26日

(3) 総合通帳が「残高不足」の場合

環境市民事務局から「残高不足」をお知らせいたしますので、郵便局窓口にて郵便貯金総合通帳へご預金ください。その翌月26日に再び引落しいたします。

5. その他

(1) 領収証

原則として、郵便貯金総合通帳に印字された払込記録をもって「領収証」に替えさせていただきます。別途に「領収証」発行が必要な場合は、事務局までお申出ください。

(2) 自動引落しの取消し

退会などによる自動引落しの取消しも容易に可能ですので、事務局までお申出ください。

お問合せ：NPO法人 環境市民事務局 電話：075-211-3521 FAX：075-211-3531 担当：内田